

職員の処分について

1 処分日

令和2年7月2日

2 処分内容等

【人身事故】

(1) 対象職員及び処分内容

県土整備部職員・・・ 減給1/10 3月

(2) 事実関係

対象職員は、令和元年8月25日午前11時48分頃、私用で大山町内の農免農道を自家用車で走行中、県道との交差点手前に設置された一時停止の標識と道路標示を見過ごし、速度を緩めることなく交差点に進入したところ、県道を右側から進行してきた相手方車両と、急制動の措置を講じる間もなく衝突し、相手方に、加療約3か月間を要する傷害を負わせた。